

## 公立学校における学校臨床の現状と課題

大橋 智樹<sup>1</sup>  
今野 舞<sup>2</sup>

本研究は、スクールカウンセラー (SC) とスクールソーシャルワーカー (SSW) に関連して、学校臨床の相談体制における現状を整理し、その課題を見出すことを目的とした。二つの職種の共通点、相違点、さらに、職務実態の整理をした結果、学校臨床の相談体制におけるいくつかの課題が明らかになった。具体的には、「資格の多様性」、「対象の多様性」、「勤務条件の多様性」、「派遣元の多様性」、「所属の不確実性」の5点である。これらの課題を改善するためには、「学校臨床センター」のような“勤務場所”の設置や、SC教育カリキュラムの改善が必要であると考えられる。そして理想としては、文科省の描くように、SCは生徒の内面に注力し、SSWが環境を整備する分業と、有機的な連携の構築が望まれる。

Keywords : 学校臨床、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、職務連携

### 現状と課題

#### 1. 問題と目的

##### 1.1. スクールカウンセラー導入以前のカウンセリング活動

スクールカウンセラー (以下、SCと略記) 導入以前の生徒の心のケアは担任、養護教諭、教育相談、生徒指導等の教師が行ってきた (山田・菊島, 2007)。文部省も教師がカウンセリング活動を行うことを期待して様々な施策を行ってきた。例えば、保健室における相談活動に関する調査研究事業 (1990年より)、思春期の悩みに対する支援活動事業 (1993年度より)、教職員相談活動推進事業 (1994年より) などである。また、大学における教員養成課程においても「教育職員免許法」の改正 (1990年) により必須科目として生徒指導に並列して「教育相談」が定められ、教師のカウンセリング資質の向上が目指されてきた。

岡田 (2001b) は、文部省が教師による「学校教育相談」や「学校カウンセリング」の活動を必要と認め推進してきており、様々な形で教師はカウンセリングの素養を身につけて、児童生徒に接する努力を続けてきたと指摘する。

##### 1.2. SC導入の背景

近年の小・中学校では、いじめ、不登校、暴力行為、学級崩壊、発達障害、虐待問題、学力低下などの多岐にわたる問題を抱えている。このような深刻な状況に対応するために文部省は、1992年の「学校不適応対策調査研究協力者会議」や1994年の「児童生徒の問題行動等に関する総合的調査研究について」、また、1995年には「いじめ対策緊急会議」を開き、学校におけるカウンセリングなどの機能の充実をはかるために実施する「SC」について早期かつ効果的な実施が望まれると提言した (山田・菊島, 2007)。

これを受けて、1995年度から小・中・高等学校に高度な専門性を有する、臨床心理士を「SC」として派遣する「SC活用調査研究委託事業」と証する都道府県・政令指定都市対象の委託事業を開始した。この委託事業は2000年度で終了した

1 宮城学院女子大学心理行動科学科

2 宮城県・仙台市スクールカウンセラー

が、文部省はこれを「概して好評」と評価（村山・伊藤，2000）したこと、また、「SCの果たす役割は極めて重要であり、子どもたちの心の問題の多様化・複雑化という状況を踏まえるとすべての子どもがSCに相談できる機会を設けていくことが望ましい」という提言（文部省，1998；文科省，2009b）を受けて、2001年度から新たに中学校へのSC配置計画を策定した（文部省，1995；岡田，2001b）。

さらに2009年度からは、これまでのSC事業が単独事業から「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」という補助事業の中に含まれることになったが、小学校への配置拡大など配置校数は増加傾向にある（村上，2009）。また、文科省の2010年度の予算概算要求において、SCについては13億円増の53億円が盛り込まれている（農野，2009）。

### 1. 3. スクールソーシャルワーカー導入の背景

先述のように1995年からSCが導入され、心理的ケア、コンサルテーション、学校への新たな視点の導入、相談室という新たな居場所の確保等で一定の効用をあげたが、一方でその限界も見えてきた。具体的には、学校・家庭・地域の連携が強く叫ばれているが、個々の関係者が抱え込んでしまうことも多く、それぞれの立場を越えたコーディネーターが必要と指摘されている（鶴飼，2001）。

また、心の問題とともに、児童生徒の問題行動の背景に、家庭や学校、友人、地域社会など児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは解決困難なケースについては、積極的に関係機関等と連携した対応が求められている背景もある（文科省，2008a）。さらには、特別支援教育や外国人児童生徒への対応でも専門的な観点からの支援が求められており、学校現場におけるソーシャルワークのアプローチの需要は高まっていることもあげられている（鶴飼，2001）。

これらを受けて、香川県や大阪府、滋賀県などでは独自のスクールソーシャルワーカー（以

下、SSWと略記）活動が展開されていき、文科省も報告書等で一定の意義を認めるようになった。2007年度には「問題を抱える子ども等の自立支援事業」が開始され、この予算の中でSSWを活用した事業も補助対象となった。そして、2008年度より調査研究事業と位置づけ、国庫委託事業として「スクールソーシャルワーカー活用事業」が開始された（文科省，2008a）。

しかし、2009年度は、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」という補助事業の中に含まれることになり、また、SC事業と同じ枠組みでの事業となり、これまでの全額国庫負担で実施されてきた本事業が3分の1に減額になった。その結果、事業を中止したり、予算を縮小せざるを得なくなったりと、多くの自治体で継続実施に大きな影響を受けることとなった（文科省，2009a；村上・室林・清水，2010）。

SC導入期、国は地方への委託事業として責任を持って5年間その導入を支えてきたことと比べるとSSWの導入については、たった1年で、補助事業に切り替えていることへの批判もある（浦田，2010）。この点について文科省は、国の委託事業から地方への補助事業に変わったことにより、今後は、事業の実施者である地方自治体がその実情に応じ、主体的に取り組むことができるようになることと説明している（岡本，2009）。また、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の問題行動等への対応を進めていくことができるようになり、これまで以上に、SSWに寄せられる期待やその役割は広がって行くものと思われると肯定的に捉えている。

### 1. 4. SCとSSWが協働にあたっての懸念

以上のように、学校現場に、SCとSSWという専門家が導入されたわけだが、SSW活用事業は、あまりにも突然のことであったため、想像以上の混乱を招いているとの指摘もある（金澤，2009）。またSSWの導入前から、導入を進めた文科省自体がSCとSSWとの間にコンフリクト状態が生じ、子どもたちにとってマイナスの影響が生じるとの懸念を示していた（文科省，

2008a)。そして、SSWの導入後も学校という場面に関与して、一番効果の上がる形で活動しようとした場合、SCとかなり似た関わり方になっている場面もよくみられるという報告がなされており(野田, 2008)、SCとSSWが学校現場においてうまく機能しているとはいえない状況にある。SCとSSWの協働に関する研究では、ソーシャルワーカーの視点からのSCとSSWの連携や協働に関する論文はいくつかあるが(金澤, 2009; 合田, 2009)、SCの視点からのSSWとの連携や協働に関する研究は見当たらない。SCとSSWが学校現場でうまく機能していくためにも、学校臨床の相談体制における現状について整理することが必要だろう。その上でどのように役割分担をしたり、連携したりしていくのが望ましいのかということについて、SCの視点から考えていく必要があるといえよう。

### 1. 5. 本研究の目的

本研究では、筆者らが活動している宮城県と仙台市を中心に、学校臨床の相談体制における現状の整理に基づき、課題を見出すことを目的とする。特に、SCとSSWの現状把握に焦点を当てながら、学校臨床に関わるさまざまな専門家が、どのような役割分担のもとで、どのように連携・協働することが望ましいのかを考察する。

なお、本研究においては、おもに文部科学省や日本臨床心理士会等の報告書等に基づいて現状を整理した。

## 2. 学校現場における相談専門職

### 2. 1. スクールカウンセラーの職務

スクールカウンセラー(SC)とは、「臨床心理に関して、高度に専門的な知識および経験を有し、児童生徒のカウンセリングに当たる専門家であり、児童生徒の心、内面に焦点を当てて問題解決に当たる」とされ、具体的には以下のような役割を担っている(文科省, 2009a; 文科省, 2009b)。

- ①児童生徒に対する相談・助言
- ②保護者や教職員に対する相談(カウンセリング・コンサルテーション)

- ③校内会議等への参加
- ④教職員や児童生徒への研修や講話
- ⑤相談者への心理的な見立てや対応
- ⑥ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- ⑦事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア

しかし、実際の学校現場での職務について伊藤(2002)は、1996年度からのSC経験から、実際の仕事を6つに分類している(合田, 2009)。

- ①子どもの面接(カウンセリング)
- ②保護者の面接
- ③教師のコンサルテーション(子どもへの対応を一緒に考える)
- ④外部との連携(教育センター、適応指導教室、児童相談所、病院、警察少年課、青少年センター、などへの紹介)
- ⑤研修、講演の実施(カウンセリング研修、事例検討会、保護者対象講演会など)

- ⑥広報活動(ニューズレターの発行など)

ここで文科省の定義と大きく違っているのが、④と⑥についてであろう。特に④、⑤については、後述するSSWの職務と類似した部分が大いにある。

### 2. 2. スクールソーシャルワーカーの職務

スクールソーシャルワーカー(SSW)とは、「教育分野に関する知識に加えて、社会福祉分野等の専門的な知識、技術を用いて、問題を抱える児童生徒等への支援を行う専門家であり、問題行動等の背景にある、子どもを取り巻く環境に焦点を当てて問題解決に当たる」とされ、以下のような役割を担っている(文科省, 2009a; 文科省, 2009b)。

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ②関係機関等とのネットワーク構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築・支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動

### 2.3. SCとSSWの共通点

共通点としては、「専門性」と「外部性」の2点あげられている(文科省, 2009b)。専門性とはSCやSSWに任用されるための資格に関する専門性であり、外部性とは、教職員ではない独立したスタッフとして位置づけられることで、児童生徒、教職員、保護者のどの立場からも相談しやすい体制のことである。

例えば、児童生徒にとっては、SCが評価者として日常接する教職員とは異なることで、教職員や保護者に知られたくない悩みや不安を安心して相談できる、教職員からは、保護者と教職員との間で、第三者として架け橋的な、仲介者の役割を果たしてくれるなどとしている。

### 2.4. SCとSSWの相違点

相違点は、SCは人の心理(内面)に焦点を当てて個人の変容を目的とするが、SSWは人と環境との関係に焦点を当てるエコロジカルな視点にあるとしている。たとえば、文科省はSSWの職務内容に対象として生徒・児童は含めていないとされる(合田, 2009)。

文科省の表現を具体的に述べたものとしては、八木(2010)は、SCは学校で出会った子ども達に対して内面の理解や葛藤に焦点を当てて、受容しつつも明確化して、場合によれば直面化して葛藤の解決をはかるのが中心的活動であるとする。一方、SSWはその子どもの「環境」(学校や家庭、地域)を十分に把握して、その子どもを援助するにはどういう社会資源を活用、改善、開発したら良いかという支援のネットワークやチームアプローチをはかっていくことが中心的活動であるとしている。

しかし、対人援助という近接領域であるがゆえに、個々の活動においては重なる部分が少なくないと言われており、役割が曖昧になってくる場合が想定されている(文科省, 2008a)

### 2.5. スクールカウンセラーの職務実態

SCは、学校で様々なケースに関わっている。その中でも、SCでありながら、SSW的な役割を担っていると考えられる想定事例をあげてみた

い。

<問題行動が頻発する生徒>

複数の先生方がその時々で生徒に関わっている現状があり、関わっている先生方それぞれからSCが相談を受けるということがあった。そのため、ケース会議の提案をSCのほうから行い、担任、学年主任、生徒指導担当者、特別支援コーディネーター、SCが参加。先生方と情報共有を行ったところ、限定された対人関係や新しい場面がとても苦手で見通しがもてないとパニックになってしまうことがわかり、発達障害の可能性も示唆された。そこで、この生徒のどこが苦手でどこが得意なところなのかについてのアセスメントが必要ということになり、母親面接を通じて、発達相談を請け負ってくれる外部機関にリファーした。その上で、学校内でどのように生徒に接していくのか、クールダウンの場所はどこにするのかなど具体的に話し合いを行った。

このケースでのSSW的な役割としては、ケース会議を設定したところや、リファー先を紹介したという点にある。

### 2.6. SSWの職務実態

SSWに関してもSC同様、様々なケースに関わっている。その中でも、SSWでありながら、SC的な役割を担っていると考えられる想定事例をあげてみたい。

<授業中離席が多い児童>

小学校にSCが派遣されていないため、学校側からSSWに要請の連絡が入り、保護者に面接を行ったところ、家庭の経済状況が大変であることとともに、保護者としての苦悩や子育てに関する相談があった。そこでSSWは、福祉的サービス活用の必要性とともに、保護者としての苦悩や子育てに関しての心理的ケアが必要と考えられたが、担当できる人材がいなかったために、SSWが継続相談に応じた。このケースでのSC的な役割としては、心理的ケアをSSWが継続的に担っていくことにあると考えられる。

### 2.7. SCとSSWの理想的な協働

文科省(2009b)によれば、SCとSSWの両



者がいれば、明らかに違う専門と仕事であるとしている。その上で、児童虐待を始めとした子どもたちの問題が多様化していくということを考えれば、どちらの機能も必要であるが、同じ人がどちらも兼ねるのは難しいと指摘する。この考えに基づけば、SCとSSWが役割分担をしながらケースに関わっていくことが望ましいといえよう。想定事例を基に、SCとSSWの理想的な協働についてあげる。

#### <不登校児への支援>

不登校の理由がわからず、理由を求めてSCにつながった。面接を重ねるごとに、本人への対応をどうしていくか、母親の心理的負担がとても強いということが語られるようになった。そこで、保護者の心理的ケアをSCが担当し、担任がどのように母親や本人にアプローチしていけばよいのかというケース会議の設定などをSSWが担った。この事例から言えることは、SCは専門であるカウンセリングをしていること、またSSWは専門であるケース会議の設定やコーディネートを行っていることといえるだろう。また、それぞれが持っている情報をケース会議で共有することで、支援の方針が決まり、その方針に基づいてそれぞれが支援に自信をもって関わることができるということもいえるだろう。

また、ケース以外でSCとSSWの協働する場面としては、校内研修がある。SCとSSWの2人が講師になり、SCとSSWの役割の違いを先生方に理解してもらうこともできるだろう。そうすることで、それぞれの専門性がより発揮されるものと考えられる。

### 3. 相談体制における課題

SC、SSWの現状から、相談体制における課題を見出していきたい。

#### 3.1. 資格の多様性

文科省(2009b)によると、現状のSCの資格要件としては、「SC等活用事業費補助金取扱要領」に定められているように、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定による臨床心理士や精

神科医及び心理学系の大学教授などの心理学領域に関する大学院レベルの知識及び実務・研究等を通じて臨床経験を有するものを、原則「SC」としている。

また、同補助金取扱要領において、SCが不足している地域では、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について一定の経験を有する者を「SCに準ずる者」として任用できることとしている。「SCに準ずる者」とは、日本教育カウンセラー協会が認定している「教育カウンセラー」、学会連合格学校心理士資格運営機構が認定している「学校心理士」、日本心理学会が認定している「日本心理学会認定心理士」、日本産業カウンセラー協会が認定している「産業カウンセラー」、また社会福祉士や精神保健福祉士においてもSCに準ずる者として採用されている場合もある。

これらの資格は社会的認知を得ようとしているが、それぞれの資格の性質の違いを擦り合わせることは困難であり、むしろカウンセリングの資格が統一化されていないことによって、かえって資格に付与される社会的意味がなくなっている感があるとの指摘もある(岡田, 2001)。

一方でSSWの資格要件としては、社会福祉士(46.7%)、精神保健福祉士(24.0%)、教員免許(20.0%)、心理に関する資格(18.7%)となっている。

なお、文科省(2008b)によると、宮城県内で活動しているSCが84名、仙台市SCにおいては79名が活動しており、宮城県SCと仙台市SCは重複して活動している人もいる。また、宮城県内で活動しているSCのうち、臨床心理士資格者数は84名のうち57名であり、仙台市においては、79名のうち59名である。一方、宮城県内で活動しているSSWは10名(村上他, 2010)である。

これらからSCに関しては採用者が増えることで、臨床経験の少ない者や学校現場についての理解が不足している者を任用せざるを得ないなどSCの質の低下も懸念されているが、SCの資

質の均質化については各教育委員会に任せている(文科省, 2009b) のも事実である。

### 3.2. 対象の多様性

職務上関わる対象においては、SC も SSW も複数の対象がある。例えば学校内では、児童生徒はもちろんのこと、担任、生徒指導担当者、教育相談担当者、進路指導担当者、特別支援コーディネーター、SC 担当者などがある。また、家庭に目を向けてみると、保護者、兄弟姉妹、祖父母などがある。さらに地域に目を向けてみると教育関係機関(例えば教育委員会等)、福祉関係機関(例えば児童相談所等)、保健関係機関(例えば保健所等)、警察関係機関、その他の関係機関(例えば家庭裁判所等)があげられるだろう。

これらの複数の関係者と関わることで、SC や SSW が発揮する専門性や役割がその時々で異なってくる。

### 3.3. 勤務条件の多様性

各都道府県や政令指定都市、または各市町村における勤務条件は財政の問題も絡んでくるため、異なってくるだろう。ここでは、宮城県と仙台市を中心に概観していく。

SC に関しては、宮城県と仙台市で勤務条件が異なる。宮城県においては、各学校の状況により、年間勤務日数や勤務時間が異なる。例えば、規模が大きい学校においては、年間 37 日勤務で 1 回あたりの勤務時間が 8 時間の学校がある。一方、学校規模も小さく相談件数も少ない場合には、年間 29 日勤務で 1 回あたりの勤務時間が 4 時間であったりするが、1 中学校に 1 人の SC を配置している。このように宮城県においては、毎年学校状況や相談状況に応じて年間勤務日数や勤務時間を県教育委員会が決定している。

一方、仙台市の SC 勤務条件としては、1 中学校には原則週 2 日、1 回あたり 7 時間で勤務する。しかし、SC の雇用形態としては、週 1 日、週 2 日、週 4 日の形態がある。そのため、SC 2 人体制を推進している。週 2 日の雇用形態の SC に関しても、1 中学校に週 2 日勤務するのではなく、週 1 日ずつ 2 校を担当するという形態をとってい

る。そのため、勤務日数が多い SC ほど、学校数も多く掛け持つことになる。

宮城県内で活動している SSW の勤務条件としては、SSW は、配属された自治体内の全ての小・中学校を管轄し、原則週 1 日の勤務である。勤務時間に関しても各自治体で異なるのが現状である。また、共通していることは、SC、SSW とともに、人材確保の問題がある。SC に関して言えば、都心部には有資格者が多い傾向にあるが、郡部には少ないという問題点がある。そのため、都心部から郡部に長距離勤務を強いられている場合も多く見られ、勤務条件によっては負担が大きい SC もいることになる。

### 3.4. 派遣元の多様性

上述のように、宮城県と仙台市で勤務条件が異なる以上に、派遣形態も多様である。

宮城県内では、県立の学校に対しては県教育委員会から直接派遣され、仙台市を除く市町村立の学校に対しては市町村教育委員会の要請に基づいて県教育委員会から派遣されている。一方、仙台市立の学校に対しては仙台市教育委員会が県とは独立に SC を派遣している。ただし、仙台市以外の市町村立の学校では、県からの派遣に加えて市町村が独自に SC を派遣しているケースもある(大崎市、岩沼市、松島町、大和町)。したがって、県内の SC は、県からの派遣、市町村の要請に基づく県からの派遣、県からの派遣に加えて市町村も独自で派遣、仙台市からのみの派遣、という 4 つの派遣形態があることになり、一つの学校の中で複数の派遣形態の SC を受け入れているケースもある。なお、宮城県からは仙台市立を除く小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(いわゆる中高一貫校)へ、仙台市からはこれらに加えて特別支援学校へも SC を派遣している。

一方、SSW の派遣に関しては、県派遣の SC と同様の派遣形態である。しかし SC との大きな違いは、SSW は、各自治体に 1 人が派遣されているため学校に 1 人という学校単位の派遣ではない。

### 3.5. 所属の不確実性

SCやSSWは、文科省が提言(2009b)しているように「外部性」を前提としており、また学校に同業種が複数の人数が存在しないことが多い。そのため、SCやSSWは学校内で孤立化する必然性を持つ。

具体的には、SCは非常勤職員であり、しかも、他に所属をもたないケースも多い。そのため、仕事上で迷ったときや困ったときに相談できる人がなかなかいない現状から、一人で抱えてしまうことが多い。

現在では、個人契約のもとに、各個人がスーパーバイズ(以下、SVと略記)を受けているのが現状である。しかし、必要に応じて相談できるSVを見つけるまでどうしても抱え込んでしまうことがある。これらの問題をなくすために、教育委員会でもSV制度なども用意しているが、スーパーバイザーがどのような人なのか、どのような専門性を有しているのかなどのスーパーバイザーの人間性などがわかって安心できないと、なかなかSVにつながるのも難しく、SVを受けるのをためらってしまうのも現状であろう。

またSSWに関しては、SC同様非常勤職員の身分であるが、ほとんどのSSWは、病院ソーシャルワーカーなどの主務の合間にSSWに従事していることもあり、SCほど孤立化を招く可能性は低いと考えられる。

## 4. まとめ

SC制度やSSW制度、そして、SCとSSWの協働の現状について概観してきた。これらを基に現状をまとめてみたい。

まずは、SC制度においても、SSW制度においても、文科省が推し進めた制度である。しかし、SC導入後は、文部省はこれを「概して好評」と評価(村山・伊藤, 2000)したとする一方で、文部省や各都道府県がSCに求める専門性や役割に関しては非常に曖昧なままに放置し、漠然と臨床心理士等をSCとして活用することが強調され、スクールカウンセリング活動は、個々のSCの受

けた教育を背景にSCの裁量によって独自に取り組みがなされてきた(今田・後藤・吉川・石隈, 2001)。SSW導入に関しては、導入当初から「懸念」があり、SSWの職務内容は具体化されてこなかった。したがって、教員から見てもSCとSSWの違いは理解されていないのも当然と考えられる。また、現状としては、SCもSSW的な活動をしたり、SSWもSC的に動くなど、実態としての差はない場合があることも、今回改めて明らかになった。

これらは、山本(2007)も示しているように、これまでの歴史の中で心理臨床家たちは、個人療法などを中心に個人との契約で成立していた背景があることも影響していると考えられるだろう。しかし、スクールカウンセリングは、文科省という「教育行政」によって位置づけられ制度として展開し、拡大していった。つまり、教育委員会、学校長の方針によっても左右され、組織の一員として活動することになった。そのため、SCは、システムの中で自分が動いているということをよく自覚をしなければならぬ(山本, 2007)。

現在は、SSWの数の少なさもあって大きな混乱は見られないが、SC、SSWを含めた学校臨床現場の相談体制における課題を整理することの重要性が確認されたと言えるだろう。

## 5. 今後の改善点

### 5.1. 「外部性」を守るための方策

外部性を守ることは前提となるため、外部性を守っていくためにも、「SCの所属に関して」と「SCのストレスマネジメント対策」の2点から改善策について述べる。

#### 5.1.1. SCの所属

SCは文科省事業として臨床心理士などが学校で勤務するようになって15年が経過している。SC制度の拡大を受け、新規SCとして、大学院を修了してすぐにSCに採用になる者も最近は増加している。そのため、山本(2007)が示すように、最初は多かれ少なかれ勤務場所で「自らの居場所」を確保し、「適切な役割」を見出すのに

苦勞している人は多いといえよう。

これは、初めて採用になった SC だけの問題ではなく、SC 勤務暦が長い人においても、学校が変われば学校のニーズの把握や自分の役割を見出すのに、苦勞することがある。SC の勤務形態に関して岡田 (2001) は、学校から SC への評価として、非常勤で勤務回数を増やし、週 3 日勤務にする希望が最も多く、次いで常勤化が要求されていたことがあげられているとする。

しかし、学校に毎日 SC がいることは、内部の人間として固定化されてしまう危険性があり、外部性が保てなくなる危険性につながるとも考えられる。週あたり数回の勤務だからこそ、教師、児童生徒、保護者からの相談業務に客観的な視点を持って対応することができるのであろう。

外部性を保ちつつ、SC の勤務場所の確保という点においては、たとえば「学校臨床センター」の所属組織の設置が望まれるだろう。SC はこのセンターに出勤し、ここから各勤務校に移動し、またこのセンターに戻ってくる。センターでは、それぞれの SC のケース情報共有や、対応に関するミーティングなどを実施することで、孤立化と無所属の解消だけでなく、複合的な問題の解決が期待されよう。

### 5. 1. 2. スクールカウンセラーのストレス、バーンアウト

SC は一人職場であるがゆえに、一人で抱え込んでしまいやすいことは、想像しやすいであろう。またそれぞれの学校のニーズや相談体制の違いからストレスを感じることは多々あると思われる。SC はバーンアウトに陥りやすいという研究などからも SC 自身ストレスの多い業務であるということはいえるだろう (萩野・今津・岩崎, 2001)。また、岡田 (2001) が指摘しているように、SC として配置されたときに、学校といういわば異文化への適応が必要であること、そのため SC は、学校文化への理解を予め深めておくことが要求されていることからわかるように、異文化適応するまでの間だけでも、情緒サポートが受けられるのとそうでないのとでは、自分の業務に対しての

自信の程度も変わってくると思われ、SC をサポートしてくれるシステムの設置が必要であると考えられる。

この点について山田・菊島 (2007) は、学校の中でいわゆる異質な専門職として活動を維持発展させるためには、多くの専門的なスキルや、新しい知識の習得活動、これに加えて情緒面を含めたソーシャルサポートが必要であり、SC のバックアップ体制の必要性についても述べている。

専門職としての質を向上させていくためにも、必要なときに、必要な技術や情報の習得ができる体制が必要であるといえよう。たとえば、初任研、5 年研、10 年研などの制度が整えられている教師の研修制度や家庭裁判所調査官の研修制度などは参考になるかもしれない。

### 5. 2. ソーシャルワーカー的活動への支援の必要性

SC と SSW の職務実態からも明らかになったように、実態としては SC にもソーシャルワーク的な活動は求められ、SSW にも SC 的な活動が求められているのが現状である。SC の視点から考えると、ソーシャルワーク的な学びが SC の教育カリキュラムには含まれておらず、SC の教育カリキュラムについては、検討が必要であろう。カリキュラム検討については、SC に臨床心理士資格が強く関連するため、大学院での教育カリキュラムの検討ということになる。現在の臨床心理士の業務としては、臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助、それらの研究調査等である (臨床心理士資格審査規定第 11 条) の 4 点があげられている。しかし、臨床心理士の職域、業務内容は幅も広く、臨床心理士の全てが SC になるわけでもない。そのため、大学院のカリキュラムだけで、全てを網羅できるわけではないといえよう。そのため、学校現場に赴く SC についても、そこで求められる業務を検討し、その業務に応じた内容の教育カリキュラムが必要であろう (岡田, 2001) との考え方があられる。しかし、教育カリキュラムの改善などにはかなりの時間を要することなどを考えれば、当面は、金澤 (2009) が指摘



するように、まずは互いに「わからないこと」を聞きあうことができ、いつでも協力し合える関係作りが必要であると考えます。

### 5.3. SCとSSWが理想的協働するためには

大前提として、SCやSSWを派遣する文部科学省や各自治体の教育委員会が、これらの専門職をどのような位置づけのもとに派遣をしているのかを明確にすることが必要だろう。派遣する側が派遣する意図を明確にしていないと、派遣されるSCやSSWに混乱が生じることはもとより、SCやSSWについて必ずしも専門的な知識を持たない学校現場の理解に混乱が生じることは当然であろう。

この基盤をきちんと整備した上で、文科省の描くように、SCは生徒の内面に注力し、SSWが環境を整備する分業と、有機的な連携の構築が望まれることになる。具体的には、SCが児童生徒、また保護者などのカウンセリングをしながら問題解決を目指していき、SSWは児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てながら問題解決を目指していくという分業が可能になる。

また、SCとSSWの有機的な連携によって、より幅広い視点でケースに関わることも期待される。すなわち、SC、SSW、担任などの教員でケースに関わり、ケース会議等を通して、現在の状況や今後の見通しを共有し、それぞれが誰にどのように関わりをもっていくのかという役割分担が明確化するからである。そのためにまずは、外部の専門家であるSCとSSWがお互いの職務内容を理解すること、そしてケースを通して、お互いの考え方や人間性を共有することがスタートになると考える。

### 引用文献

合田盛人 (2009) スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの専門性と職務の違いについて 四国学院大学人間福祉学会誌 9 (1), p41-46  
 学校臨床心理士ワーキンググループ編 (1997) 学校臨床心理士 (スクールカウンセラー) の

活動と展開 学校臨床心理士ワーキンググループ発行

萩野佳代子・今津芳恵・岩崎容子 (2001) スクールカウンセラーのバーンアウト—ストレスサー及びソーシャルサポートとの関係— ストレス科学研究 16, p37-47

今田里佳・後藤正幸・吉川領一・石隈利紀 (2001) 生徒支援における専門性を活かした役割分担と連携—学校心理学に基づくスクールカウンセラーの実践— 信州大学教育学部付属教育実践総合センター紀要『教育実践研究』 2, p1-12

伊藤美奈子 (2002) 『スクールカウンセラーの仕事』 岩波書店, p10-32

金澤ますみ (2009) スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの協働の可能性 学校ソーシャルワーク研究 4, p16-27

吉川早苗 (1999) アメリカにおけるスクールカウンセリングに関する研究—アメリカスクールカウンセラー協会 (ASCA) の取り組みを中心に— 兵庫教育大学大学院学校教育研究科修士論文

文部科学省 (2008a) スクールソーシャルワーカー実践活動事例集

文部科学省 (2008b) 教育相談等に関する調査研究について

文部科学省 (2009a) 26. スクールカウンセラー等活用事業費補助 (拡充)

文部科学省 (2009b) 児童生徒の教育相談の充実について (報告) —生き生きとした子どもを育てる教育相談体制づくり—

文部省初等中等局 (1995) スクールカウンセラー活用調査研究委託実施要綱

村上満・室林孝嗣・清水剛志 (2010) スクールソーシャルワーカー導入の実態と今後の課題—富山型スクールソーシャルワークの展開に向けて— 富山国際大学子ども育成学部紀要 1, p119-p129

村山正治・伊藤美奈子 (2000) 学校側から見た学校臨床心理士 (スクールカウンセラー) 活

- 動の評価 (財) 日本臨床心理士資格認定協会  
編集・発行 臨床心理士報 11 (2), p21-42
- 村上正治 (2009) スクールカウンセラー等活用  
事業の現状と今後の課題について (財) 日本  
臨床心理士資格認定協会編集・発行 臨床心  
理士報 18 (3), p13-17
- 野田正人 (2008) 学校ソーシャルワークの目的  
と価値 日本学校ソーシャルワーク学会編『ス  
クールソーシャルワーカー養成テキスト』中  
央法規, p66
- 農野寛治 (2009) スクール (学校) ソーシャル  
ワーカーの活動要素とその課題 大阪大谷大  
学教育福祉研究 35, p46-53
- 岡田珠江 (2001) 「スクールカウンセラー」の制  
度化をめぐる (1) 三重大学教育学部研究  
紀要 52, p267-276
- 岡本泰弘 (2009) 「スクールソーシャルワーカー  
活用事業」の今後の展開について 月刊生徒  
指導 5, p6-9
- 鶴飼孝導 (2008) スクールソーシャルワーカー  
の導入—教育と福祉の連携の必要性— 立法  
と調査 279, p59-68
- 浦田雅夫 (2009) 学校臨床の新展開—①スケー  
ルソーシャルワーク元年—
- 八木修司 (2010) 情緒障害児短期治療施設にお  
けるソーシャルワークとスクールソーシャル  
ワークとの関連性 関西福祉大学社会福祉学  
部研究紀要 13, p155-164
- 山田美里・菊島勝也 (2007) スクールカウ  
ンセラーと心の教室相談員のストレスサー  
愛知教育大学研究報告『教育科学編』56,  
p125-131
- 山本力 (2007) 教育臨床に固有の視点や関わり  
とは何か—オフィス臨床との比較におい  
て— 岡山大学教育実践総合センター紀要 7,  
p165-171
- (財) 日本臨床心理士資格認定協会監修 2010 臨  
床心理士になるために 誠心書房